

～国民健康保険のお知らせ～

○4月1日から高額療養費の現物支給が外来受診にも適用されます。

平成24年4月1日から高額な外来受診を受けたとき、被保険者証（保険証）と限度額認定証等を提示することで、ひと月の医療機関等の窓口での支払いが一定額までとなります。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で高額療養費として給付していましたが、平成24年4月1日からは、医療機関等の窓口で限度額適用認定証等(1)を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けることができるようになります。限度額適用認定証等は、事前に申請し交付される必要がありますので、必要な方は住民課国保年金係までおこしください。

(1)…限度額認定証は年齢や所得により区分が異なり、また、必要のない方もあります。詳しくは住民課国保年金係までお問い合わせください。

※会社の健康保険や共済組合等、国保以外の健康保険に加入されている方は、加入している保険者までお問合せください。

○国保の異動の届出は14日以内にお願いします。

年度末は、健康保険の異動の多くなる時期になります。職場の健康保険等に加入した等の異動があった場合には、異動の事実のある日から14日以内に届出をお願いします。届出が遅れますと、保険税(料)を二重に支払ったり、一度に納める保険税額が多額になる場合があります。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険等をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険等の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険等に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証（保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印かん
	職場の健康保険等の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	外国籍の方がやめるとき	保険証、外国人登録証明証
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、印かん、年金証書
	町内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、印かん、在学証明書
	保険証をなくしたとき	本人であることを証明するもの

問合せ先：住民課国保年金係（本庁舎66-3405・分庁舎64-4834）

【山梨県からのお知らせ】

正しい自動車の登録を

自動車税（県税）の納税通知書は、4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税されます。

◇こんなとき、手続きが必要になります。

- ・転勤、引っ越しなどで住所又は使用の本拠地を変更するとき
- ・売買や譲渡により自動車の所有者（又は使用者）が変わる時
- ・自動車を廃車にする時

※変更の手続きを行わないと、納税通知書は元の所有者（又は使用者）に送られてしまい、トラブルの原因になりますので、ご注意ください。



◇「県外ナンバー自動車登録替え促進事業」を実施しています。

山梨県にとって自動車税は重要な自主財源であり、納めていただいた税金は皆さんが日頃利用している道路をより使いやすくするため、道路の整備・補修などに使われています。

このため、「県外ナンバー自動車登録替え促進事業（委託事業）」として県内に使用の本拠がありながら、県外ナンバーのまま自動車を使用されている方を対象に県内ナンバーへの登録替え手続きのサポートと啓発を目的とし多事業を平成24年3月まで実施しています。

本事業では、対象者宅への訪問などを通じて登録替えをサポートしていますので、事業の趣旨にご理解を頂き、山梨・富士山ナンバーへの登録替えをお願いします。

◇お問合せ 県外ナンバー自動車登録替え促進事務所 (山梨県受託事業者：㈱アドブレーション)

TEL：055-254-7711 FAX：055-254-8000

2月は 省エネルギー月間です

2月は冬の中でも冷え込みの厳しい、エネルギーを使う時期ですが、

- ・カーテンを閉めて冷気の侵入を防ぐ
- ・コタツの敷布団を2枚にする
- ・暖房は室温20度を目安に利用する

などちょっとした工夫で省エネ生活に早変わりします。省エネは家計にも優しいです。ぜひ一工夫で省エネ生活をしてみてはいかがでしょうか。

2月は省エネルギー月間です!



公的個人認証サービスから お知らせ

公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へお知らせいたします。

このサービスは、平成16年1月29日から開始されていますが、有効期限が発行日より3年間とされています。有効期限が満了すると、サービスも失効しますので有効期限をご確認ください。更新を希望される方は、有効期限の3カ月前から更新手続きが出来ます。

◇手続きに必要なもの

- ・住民基本台帳カード
- ・手数料 500円
- ・免許証等本人確認できる書類

◇お問合せ

住民課 66-3405

耳の日フェスタ

耳の日 記念講演会

◆プログラム

講演 1 つまらないはなし

ー 耳閉感の原因と治療ー

講演 2 人工内耳のはなし

体験発表 人工内耳装用者の体験発表

相談会 耳鼻咽喉科専門医による

相談会

◆日時

3月4日

◆会場

午後1時会場
岡島オーヤル会館

◆料金

無料

◆お問合せ

日本耳鼻咽喉科学会
山梨県地方部会

055-273-9765